

2026年3月16日D24H説明会



災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)について

厚生労働省大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

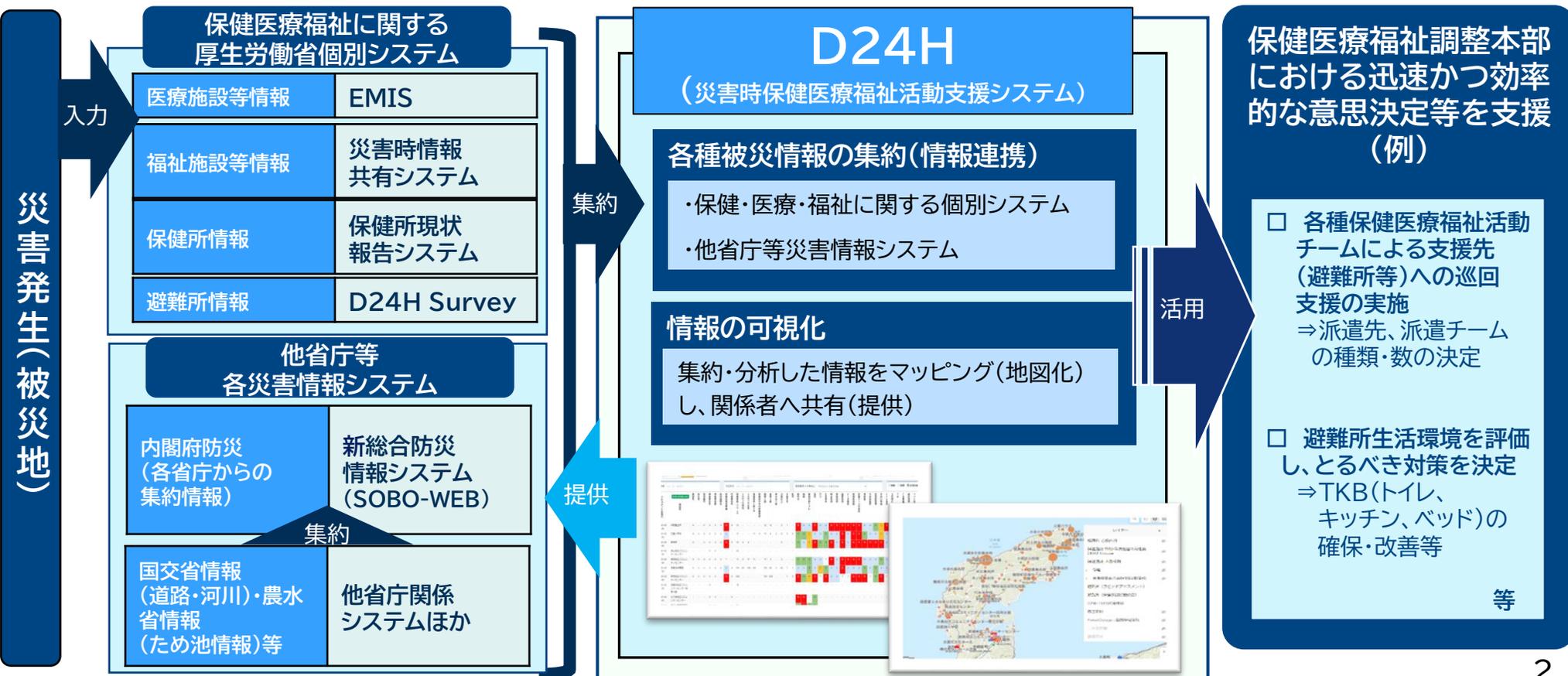
災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)による災害時の支援

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
- 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。

⇒保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援。

令和8年度当初予算案:33.5百万円(基礎的運用)、令和7年度補正予算:86.3百万円(システム改修等)

D24H: Disaster Digital Information System for Health and well-being の通称



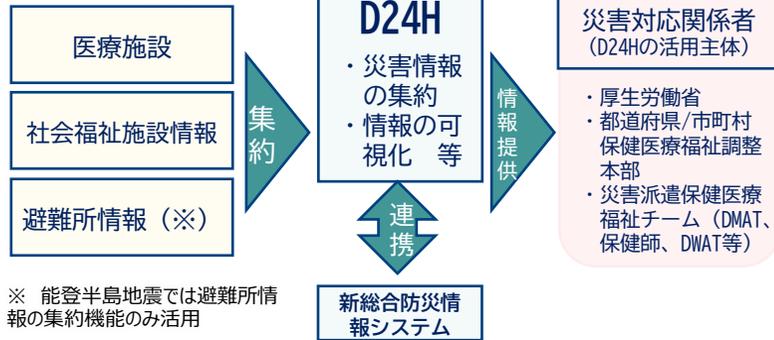
D24Hによる避難所支援の事例

取組概要

- 令和6年1月1日能登半島地震の発災直後より、避難所状況の把握のため機能の一部を解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所等で災害対応に活用。
- 避難所等で活動するDMATや保健師等がラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所情報を入力し、関係者間でリアルタイムに共有することで、避難所の衛生環境改善の取組等に繋がった。

D24H : Disaster Digital Information System for Health and well-being の通称

<D24Hの全体像>



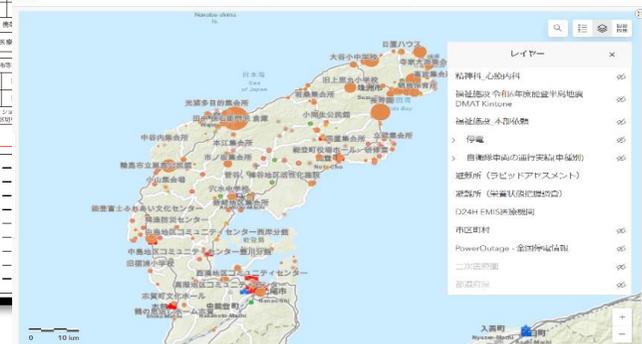
※ 能登半島地震では避難所情報の集約機能のみ活用

<D24HSurvey画面>

▲避難所等の情報について、最大避難所数約400件、情報入力・更新回数延べ4500件超。(R6.8.5時点)

<ラピッドアセスメントシート>

◀ラピッドアセスメントシート (※) により継続的に避難所環境の評価を実施。
※スフィア基準により作成。



▲集約した情報を地図化

D24Hが連携する主要なシステム

分類・名称	対象施設	概要	連携状況
医療 EMIS (広域災害救急医療 情報システム)	医療施設	災害時における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援するシステム。 ※新EMIS試行運用期間中(~R7.3)	連携済み
介護 災害時情報共有 システム	入所施設、 居住系 サービス 事業所	災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげるシステム。	連携済み
障害 災害時情報共有 システム	障害者支 援施設 等・児童 福祉施設	災害時における障害者支援施設・児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるシステム。	連携済み ただし、施設情報は、公開から非公開になることもある。(避難所も同様)
子ども 災害時情報共有 システム			
新総合防災 情報システム (SOBO-WEB)	-	災害情報を地理空間情報として共有するシステム。省庁、地方自治体、指定公共機関といった災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報を定めた災害対応基本共有情報(EEI)を軸に情報を集約する。インフラ、気象情報、道路通行実績等のといった各機関が収集した災害情報を地図化してSOBO-WEB上で共有。	連携済み SOBO-WEBで公開可能とされる範囲のみ公開可能。

自動連携で入手可能な情報について

○EMIS、介護・障害等災害時情報システムのデータ(主なもの)

情報の例

医療施設

施設名、機関コード、所在地

病床数、自家発電の有無等

支援要否

倒壊状況

被災した医療機関の電気、水道、医療ガス、食糧の使用状況、残り日数

手術・透析の状況 手術可否

現在の患者数状況 実働病床数

介護、高齢者施設

事業所名、事業所番号、所在地

自家発電の有無

人的被害の状況

建物の被害状況

避難の必要性

必要な人的支援の状況、必要な人数・状況等の詳細

電気、水道、燃料、冷暖房の状況

支援が必要な物資、飲料水、食料の状況

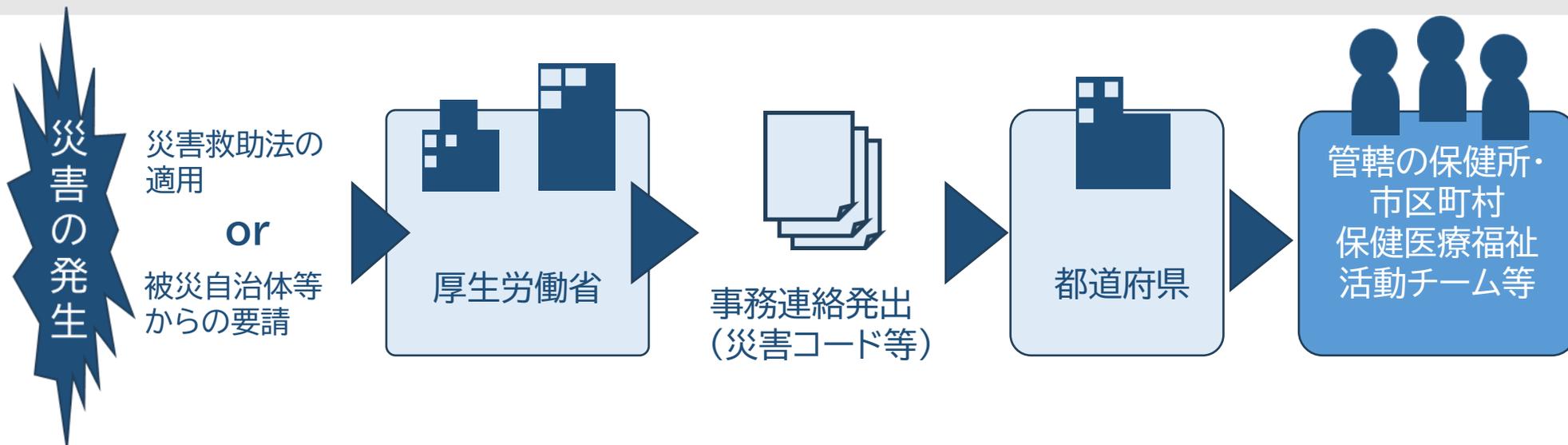
D24H情報入力・活用の想定

	情報の入力	情報の活用
国	—	・厚生労働省職員、他省庁の職員(内閣府(防災)、経産省、国交省、農水省等)
都道府県	—	県庁の職員(防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課等)
	—	・都道府県災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健所・市町村	・保健所の職員 ・市区町村の職員	—
	—	・地域災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健医療福祉活動チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣医療チーム(DMAT) ・日本医師会災害医療チーム(JMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構(NHO)の医療班 ・全日本医療支援班(AMAT) ・日本災害歯科支援チーム(JDAT) ・薬剤師チーム ・災害支援ナース等の看護師チーム ・保健師等チーム ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) ・災害時感染制御支援チーム(DICT) ・災害派遣福祉チーム(DWAT) ・その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム ・災害中間支援組織(JVOADを想定) 	
その他	・避難所の運営責任者(リーダーや副リーダー)・自衛隊	—

【参考】能登半島地震におけるD24H避難所情報の入力者(団体・チーム)の割合:R6.1.24時点の集計値
自治体職員(26%)、日本赤十字社救護班(21%)、保健師等チーム(13%)、国病機構(13%)、自衛隊(9%)他

災害発生からD24Hの利用の流れ

災害発生からD24H利用までの手続き



- ① 災害救助法の適用のあった災害については、要請の有無を問わず、厚生労働省から都道府県D24H連絡先(各都道府県保健医療福祉担当主管部局(一部自治体は防災担当主管部局も含む)に、D24Hが稼働する旨(入力方法、URL、災害コード、連絡先等)の事務連絡を発出します。
※上記の他、被災自治体等からの要請に応じてD24Hを稼働しますので、御希望される場合は、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室にメール(saigai-kikishitsu@mhlw.go.jp)又はお電話(03-3595-2172(直通))をください。
- ② その後、都道府県から県内自治体、保健医療福祉活動チーム等の避難所情報等の入力者及び、集約した情報の活用主体となる関係者宛てに①の事務連絡の周知をお願いいたします。
- ③ 保健医療福祉活動チーム等にD24Hの情報活用を許可される場合は、自治体でD24Hの子アカウント※を発行し、付与してください。

※常時D24Hを活用できるアカウント(親アカウント)ではなく、当該災害時のみD24Hを活用できる一時的なアカウントです。子アカウントの発行方法は、別途の資料で説明。

D24Hの閲覧権限について

D24Hの閲覧権限について、市区町村にも範囲を拡大しているところ。今後保健医療福祉活動チーム、関係団体へ拡大予定。

令和8年2月16日付け事務連絡

事務連絡
令和8年2月16日

記

保健医療福祉担当主管部局 御中

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の
活用に向けた対応について（依頼）

平素より防災及び災害対応に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（以下「D24H」という。）」の円滑な運営に向け、研修資料並びに動画の他、Q&Aについて「大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年7月25日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付及び厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室連名事務連絡）において、お知らせしたところです。

今般、D24Hの閲覧権限について、市区町村にも範囲を広げるため、各都道府県にて、県内の市区町村の取りまとめを行い、以下の情報について御登録いただきたく、御協力の程よろしくお願いいたします。

引き続き、D24Hの活用については、各都道府県防災担当主管部局とも連携を図るよう、お願いいたします。

なお、保健医療福祉活動チーム、関係団体等へのD24Hの閲覧権限については、改めて周知いたします。

（照会先）
厚生労働省大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室 川名、野中、小岩井
電話番号：03-3595-2172（直通）
メールアドレス：saigai-kikishitsu@mhlw.go.jp

1. 自治体アカウントの作成について

- 現在、災害保健情報システムのアカウントが付与されている都道府県庁、保健所においては、D24Hの閲覧権限が付与されています。都道府県においては、既存のアカウント以外に作成する県内市区町村アカウントの情報※について、別紙1「市区町村アカウント作成」シートに記入のうえ、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室（saigai-kikishitsu@mhlw.go.jp）宛てに御提出ください。※保健所設置市・区の保健所においてはアカウントが既に付与されていますが、これとは別に、本庁にはアカウントの付与がされていないので、保健所設置市・区の本庁も含めて取りまとめをお願いいたします。なお、区については、特別区のみ該当します。

- 登録するアカウントは1組織1つまでお願いいたします。最終的に閲覧用アカウントを御登録されるか否かは、各市区町村の任意とさせていただきます。

2. 提出期限

令和8年3月6日（金）

D24H情報入力・活用の想定

	情報の入力	情報の活用
国	—	・厚生労働省職員、他省庁の職員(内閣府(防災)、経産省、国交省、農水省等)
都道府県	—	県庁の職員(防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課等)
		・都道府県災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健所・市町村	・保健所の職員 ・市区町村の職員	
	—	・地域災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・災害薬事コーディネーター
保健医療福祉活動チーム		・災害派遣医療チーム(DMAT) ・日本医師会災害医療チーム(JMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構(NHO)の医療班 ・全日本医療支援班(AMAT) ・日本災害歯科支援チーム(JDAT) ・薬剤師チーム ・災害支援ナース等の看護師チーム ・保健師等チーム ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) ・災害時感染制御支援チーム(DICT) ・災害派遣福祉チーム(DWAT) ・その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム ・災害中間支援組織(JVOADを想定)
その他	・避難所の運営責任者(リーダーや副リーダー)・自衛隊	—

青字の自治体は、常時D24Hを活用できるアカウント(親アカウント)を持つ予定。赤枠の保健医療福祉活動チーム等にD24Hの情報活用を許可される場合は、親アカウントから、D24Hの子アカウントを発行してください